

○苫小牧市自然環境保全審議会規則

昭和49年6月11日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市自然環境保全条例(昭和49年条例第12号)第20条第10項の規定に基づき、苫小牧市自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を統理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第3条 審議会に専門の事項を調査、審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び専門委員をもつて組織する。

3 部会には、部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を招集し、会議の議長となり、付託事項について調査、審議した結果を審議会に報告するものとする。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 部会の会議の定足数及び議事については、前2項の規定を準用する。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

2 前項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、自然環境の保全に関する事務を所管する課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則(抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。